

資料

No. 1

平成 23 年度末までの暫定措置について

平成23年度末までの暫定措置について

① 本来の所定給付日数に加え、給付日数を60日間延長(個別延長給付)

- 特定受給資格者(解雇、倒産など)などに対し、通常の90日～330日の所定給付日数に加え、原則として給付日数を60日間を延長する。

② 期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと等により離職した特定理由離職者の給付日数の拡充

- 特定理由離職者については、通常は、自己都合退職者と同じ給付日数(90～150日)であるところ、暫定的に、特定受給資格者と同じ給付日数(90～330日)に拡充。

※特定理由離職者

- ① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。)
- ② 正当な理由のある自己都合退職者

③ 受講手当の支給額の引上げ

- 公共職業訓練等を受講した日につき支給される受講手当の金額を、暫定的に700円に引上げ。(本来は500円)

④ 常用就職支度手当の支給対象範囲の拡大

- 就職困難者に対して再就職の際の初期費用を支援する常用就職支度手当について、暫定的に「40歳未満の者」を支給対象に追加。

平成23年度末までの暫定措置についての論点

- ① これまで講じてきた暫定措置の効果をどのように考えるか。
 - 個別延長給付
 - 特例理由離職者の給付日数の拡充
 - 受講手当の支給額の引上げ
 - 常用就職支度手当の支給対象範囲の拡大

- ② 一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい雇用失業情勢の中で、今後の暫定措置の取扱いについてどう考えるか。

① 個別延長給付

個別延長給付の概要

1 概要

有期労働契約が更新されなかったために離職した者又は特定受給資格者のうち、年齢や地域等を踏まえ、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者等について、所定給付日数を60日間(※)延長する。(平成21年3月31日から平成24年3月31日までの暫定措置)

※ 被保険者期間が20年以上で、35歳以上60歳未満である場合には30日

2 対象者(次のいずれかに該当し、公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者)

(1) 45歳未満の求職者

(2) 直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域に居住する求職者

- ① 労働力人口に対する有効求職者割合が全国平均以上
- ② 当該地域における有効求人倍率が1倍未満
- ③ 雇用保険の基本受給率が全国平均以上

$$\text{基本受給率} = \frac{\text{受給者実人員}}{\text{受給者実人員} + \text{一般被保険者数}}$$

※ 平成23年7月1日現在の指定地域(29道府県)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、石川県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(3) 公共職業安定所長が、受給資格者の知識、技能、職業経験等を勘案して、再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者

個別延長給付の初回受給者数

	初回受給者数
平成21年度	552,676人
平成22年度	361,679人
平成22年8月	33,431人
9月	30,027人
10月	31,575人
11月	28,289人
12月	25,467人
平成23年1月	31,325人
2月	24,048人
3月	26,243人
4月	24,947人
5月	22,526人
6月	24,701人
7月	26,826人
8月	33,641人
平成21年4月からの累計	1,046,986人

雇用保険課調べ

個別延長給付の支給状況①

	①基本手当支給終了者数 (特定受給資格者及び特 定理由離職者)	②個別延長給付 初回受給者数	③個別延長給付 支給終了者数	延長給付率 (②/①)	支給終了率 (③/②)
平成21年4月	42,152	22,165	3	52.6%	0.0%
5月	55,453	45,484	870	82.0%	1.9%
6月	64,440	51,612	22,345	80.1%	43.3%
7月	74,111	59,454	43,768	80.2%	73.6%
8月	75,982	57,939	40,067	76.3%	69.2%
9月	70,207	51,364	49,057	73.2%	95.5%
10月	73,381	54,391	49,920	74.1%	91.8%
11月	61,644	43,943	39,730	71.3%	90.4%
12月	58,821	42,107	42,512	71.6%	101.0%
平成22年1月	65,441	48,531	45,245	74.2%	93.2%
2月	51,531	37,288	38,692	72.4%	103.8%
3月	54,687	38,398	42,272	70.2%	110.1%
4月	49,449	37,789	37,629	76.4%	99.6%
5月	39,889	29,602	28,003	74.2%	94.6%
6月	41,744	30,996	30,343	74.3%	97.9%
7月	43,895	32,887	27,351	74.9%	83.2%
8月	45,889	33,431	26,755	72.9%	80.0%
9月	42,068	30,027	29,092	71.4%	96.9%
10月	42,667	31,575	26,204	74.0%	83.0%
11月	39,966	28,289	25,348	70.8%	89.6%
12月	36,038	25,467	24,955	70.7%	98.0%
平成23年1月	42,517	31,325	27,000	73.7%	86.2%
2月	33,597	24,048	24,351	71.6%	101.3%
3月	36,905	26,243	26,317	71.1%	100.3%
4月	31,574	24,947	23,002	79.0%	92.2%
5月	29,791	22,526	20,100	75.6%	89.2%
6月	32,702	24,701	21,741	75.5%	88.0%
7月	34,964	26,826	19,182	76.7%	71.5%
8月	44,698	33,631	20,078	75.2%	59.7%

個別延長給付の支給状況②(支給要件別)

	指定地域	初回受給者数			
			45歳未満	指定地域	個別支援
全国計		361,679(100.0%)	177,016(48.9%)	81,878(22.6%)	102,785(28.4%)
01北海道	○	15,463	7,896	7,567	0
02青森	○	3,539	1,876	1,663	0
03岩手	○	2,464	1,267	1,197	0
04宮城	○	6,383	3,449	2,934	0
05秋田	○	2,087	1,053	1,034	0
06山形	○	2,095	1,003	1,092	0
07福島	○	5,114	2,307	2,807	0
08茨城		8,296	3,522	0	4,774
09栃木	○	5,315	2,263	3,052	0
10群馬	○	5,569	2,268	3,301	0
11埼玉		22,500	10,471	0	12,029
12千葉		16,662	8,400	0	8,262
13東京		47,953	26,916	0	21,037
14神奈川		28,231	13,077	0	15,154
15新潟	○	3,359	1,703	1,656	0
16富山	○	2,158	770	1,388	0
17石川	○	3,594	1,413	2,181	0
18福井		1,783	559	0	1,224
19山梨	○	1,742	829	913	0
20長野	○	6,393	2,463	3,930	0
21岐阜		4,656	1,663	0	2,993
22静岡		10,884	4,735	0	6,149
23愛知		22,938	11,526	0	11,412
24三重	○	4,815	2,107	2,708	0
25滋賀	○	4,388	2,016	2,372	0
26京都	○	8,234	4,221	4,013	0
27大阪		33,850	17,860	0	15,990
28兵庫	○	15,548	7,752	7,796	0
29奈良		4,307	1,979	0	2,328
30和歌山		2,463	1,030	0	1,433
31鳥取	○	847	418	429	0
32島根	○	979	383	596	0
33岡山	○	3,051	1,683	1,368	0
34広島	○	7,696	3,611	4,085	0
35山口	○	2,147	940	1,207	0
36徳島	○	1,274	595	679	0
37香川	○	1,652	812	840	0
38愛媛	○	3,134	1,411	1,723	0
39高知	○	1,487	716	771	0
40福岡	○	16,571	8,633	7,938	0
41佐賀	○	1,260	587	673	0
42長崎	○	3,276	1,377	1,899	0
43熊本	○	4,333	2,028	2,305	0
44大分	○	2,593	1,298	1,295	0
45宮崎	○	2,096	931	1,165	0
46鹿児島	○	3,217	1,479	1,738	0
47沖縄	○	3,283	1,720	1,563	0

平成22年度 雇用保険課調べ
 ※指定地域は平成22年度末現在

②特定理由離職者の 給付日数の拡充

特定理由離職者の概要

【特定理由離職者】

期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した者(特定受給資格者を除く)

- ① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。)
- ② 正当な理由のある自己都合により離職した者
 - (1) 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
 - (2) 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
 - (3) 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
 - (4) 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
 - (5) 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
 - i) 結婚に伴う住所の変更
 - ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
 - iii) 事業所の通勤困難な地への移転
 - iv) 自己の意志に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
 - v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
 - vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
 - vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避など

特定受給資格者の概要

【特定受給資格者】

○ 倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

① 「倒産」等により離職した者

- (1) 倒産(破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続きの申立て又は手形取引の停止等)に伴い離職した者
- (2) 事業所において大量雇用変動の場合(1か月に30人以上の離職を予定)の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- (3) 事業所の廃止(事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。)に伴い離職した者
- (4) 事業所の移転により、通勤困難となったため離職した者

② 「解雇」等により離職した者

- (1) 解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。)により離職した者
- (2) 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- (3) 賃金(退職手当を除く。)の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかった月が引き続き2ヶ月以上となったこと等により離職した者
- (4) 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した(又は低下することとなった)ため離職した者(当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。)
- (5) 離職の直前3ヶ月間に連続して労働基準法に基づき定める基準に規定する時間(各月45時間)を超える時間外労働が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- (6) 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- (7) 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
- (8) 期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者(上記(7)に該当する者を除く。)
- (9) 上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことにより離職した者
- (10) 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者(従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。)
- (11) 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3ヶ月以上となったことにより離職した者
- (12) 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

基本手当の受給資格要件等について

	被保険者期間	給付日数
解雇・倒産等による離職者 (特定受給資格者)	6月以上必要 (離職の日以前1年間で)	<u>90～330日</u>
特定理由離職者	<u>6月以上必要</u> (離職の日以前1年間で)	90～150日 (暫定措置として平成23 年度末までの間、 <u>90～330日に充実</u>)
それ以外の離職者	12月以上必要 (離職の日以前2年間で)	90～150日

離職理由別特定理由離職者数

		初回受給者 (人)	受給者実人員 (人)	支給額 (億円)
特定理由離職者合計		105,126	39,158	538.2
内 訳	雇止めによる離職者	93,575	35,752	498.6
	正当理由による自己 都合離職者	11,551	3,406	39.7

(参考: 特定理由離職者以外の受給者数・支給額)

特定受給資格者 合計	547,538	276,309	4,385.0
特定受給資格者以外(※) 合計	995,647	338,085	4,653.5

(平成22年度 雇用保険課調べ)

※ 更新を希望しない雇止め離職者や正当理由のない自己都合退職者など

非正規労働者の雇止め等の状況について

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	事業所数	雇止め数	事業所数	雇止め数	事業所数	雇止め数	事業所数	雇止め数
4月	—	—	285	15,320	176	5,224	73	6,806
5月	—	—	283	9,027	121	2,660	39	3,181
6月	—	—	180	6,835	128	4,507	40	3,321
7月	—	—	125	5,927	85	3,071	40	2,591
8月	—	—	111	3,278	95	3,156	23	1,713
9月	—	—	175	6,304	101	3,967	34	2,333
10月	—	—	135	5,556	93	2,736	—	—
11月	477	30,067	140	2,539	91	3,438	—	—
12月	938	54,945	135	3,444	75	2,188	—	—
1月	391	39,790	116	6,440	34	1,876	—	—
2月	510	33,004	139	5,867	50	3,871	—	—
3月	652	34,255	163	7,192	58	4,564	—	—
計	2,968	192,061	1,987	77,729	1,107	41,258	249	19,945

(全国の労働局及びハローワークを通じた事業所に対する任意の聞き取り等により把握した状況を集計)

※ 非正規労働者の雇止め等について、その月の一月前から二月後までに実施済み又は実施予定として、全国の労働局及び公共職業安定所（ハローワーク）の聞き取りを通じて、新たに把握した個別事例の合計

※ 平成23年1月報告から、一つの事業所において30人以上の離職（予定）者数の情報を把握できた雇止め等の状況についてまとめたものに変更

③ 受講手当

受講手当の概要

- 公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合には、受講によって増加する費用を補助することにより訓練の受講を容易にするため、一定額を付加的に支給している。
- 公共職業訓練の受講料は無料であるが、教科書代等については、受給資格者の自己負担となっている。
- 支給額：平成23年度末までの暫定措置として日額 700円 (※)
※ 本来は500円
(訓練を受講した日数分を支給)

受講手当支給額の推移

年	受講手当額
昭和50年	350円
昭和51年	390円
昭和52年	430円
昭和53年	470円
昭和54年	490円
昭和55年	510円
昭和56年	550円
昭和57年	580円
昭和58年	590円
平成11年	600円
平成15年	500円(700円) ※1
平成20年	500円
平成21年	700円 ※2

※1 平成15年より、35歳以上60歳未満であって、雇用保険の算定基礎期間が3年以上である特定受給資格者が平成20年3月31日までの間に公共職業訓練を受けた場合、暫定措置として700円支給。

※2 また、平成24年3月31日までの間に公共職業訓練を受けた場合、暫定措置として700円支給。

受講手当の現状

年度	受講手当受給者 実人員(①)	基本手当受給者 実人員(②)	割合 (①/②)	給付費(千円)
平成14年	50,234	1,048,391	4.8%	6,800,905
平成15年	49,578	839,487	5.9%	6,026,165
平成16年	51,462	682,046	7.5%	6,059,237
平成17年	52,661	627,837	8.4%	6,207,424
平成18年	48,328	583,255	8.3%	5,729,690
平成19年	41,615	566,666	7.3%	4,899,274
平成20年	37,123	606,686	6.1%	4,183,514
平成21年	48,061	854,617	5.6%	7,458,314
平成22年	41,215	653,553	6.3%	6,533,690

雇用保険課調べ

④常用就職支度手当

常用就職支度手当の概要

1 概要

常用就職支度手当は、受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者であって、身体障害者その他就職が困難な者の常用就職を促進するため、これらの者が安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が必要と認めたとときに支給される。

2 支給要件等

(1) 支給対象者

受給資格者、特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた者であって、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して6か月を経過していない者を含む。)及び日雇受給資格者であって次のいずれかに該当する者。

イ 身体障害者

ロ 知的障害者

ハ 精神障害者

ニ 就職日において45歳以上である再就職援助計画等の対象となる受給資格者

ホ 季節的に雇用されていた特例一時金の受給資格者(特例受給資格者)であって、通年雇用奨励金の支給対象となる事業主に通年雇用される者

ヘ 日雇受給資格者のうち、日雇労働被保険者として就労することを常態とする者であって、就職日において45歳以上である者

ト その他次に掲げる就職が困難な者

(イ) 駐留軍関係離職者、沖縄失業者求職手帳の所持者、一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の所持者

(ロ) 刑余者

(ハ) 社会的事情により就職が著しく阻害されている者

(ニ) 安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、就職日において40歳未満であるもの(就職日が平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間の暫定措置)

(2) 支給要件

次のいずれにも該当すること。

イ 公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により1年以上引き続いて雇用されることが確実であると認められる職業に就いたこと。

ロ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。

ハ 待期間又は給付制限期間が経過した後職業に就いたこと。

ニ 常用就職支度手当を支給することがその者の職業の安定に資すると認められること。ただし、就職日前3年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがある場合は、常用就職支度手当は支給されない。

(3) 支給額

基本手当日額 × 90 × 40% (支給残日数が90日未満である場合は、その日数。ただし、45日を下限とする。体系的には次表のとおり。)

支給残日数	常用就職支度手当の額
90日以上	36日分の基本手当
45日以上90日未満	残日数の40%相当日数分の基本手当
45日未満	18日分の基本手当

※基本手当日額の上限額は、5,885円(60歳以上65歳未満は4,770円)

常用就職支度手当の支給状況

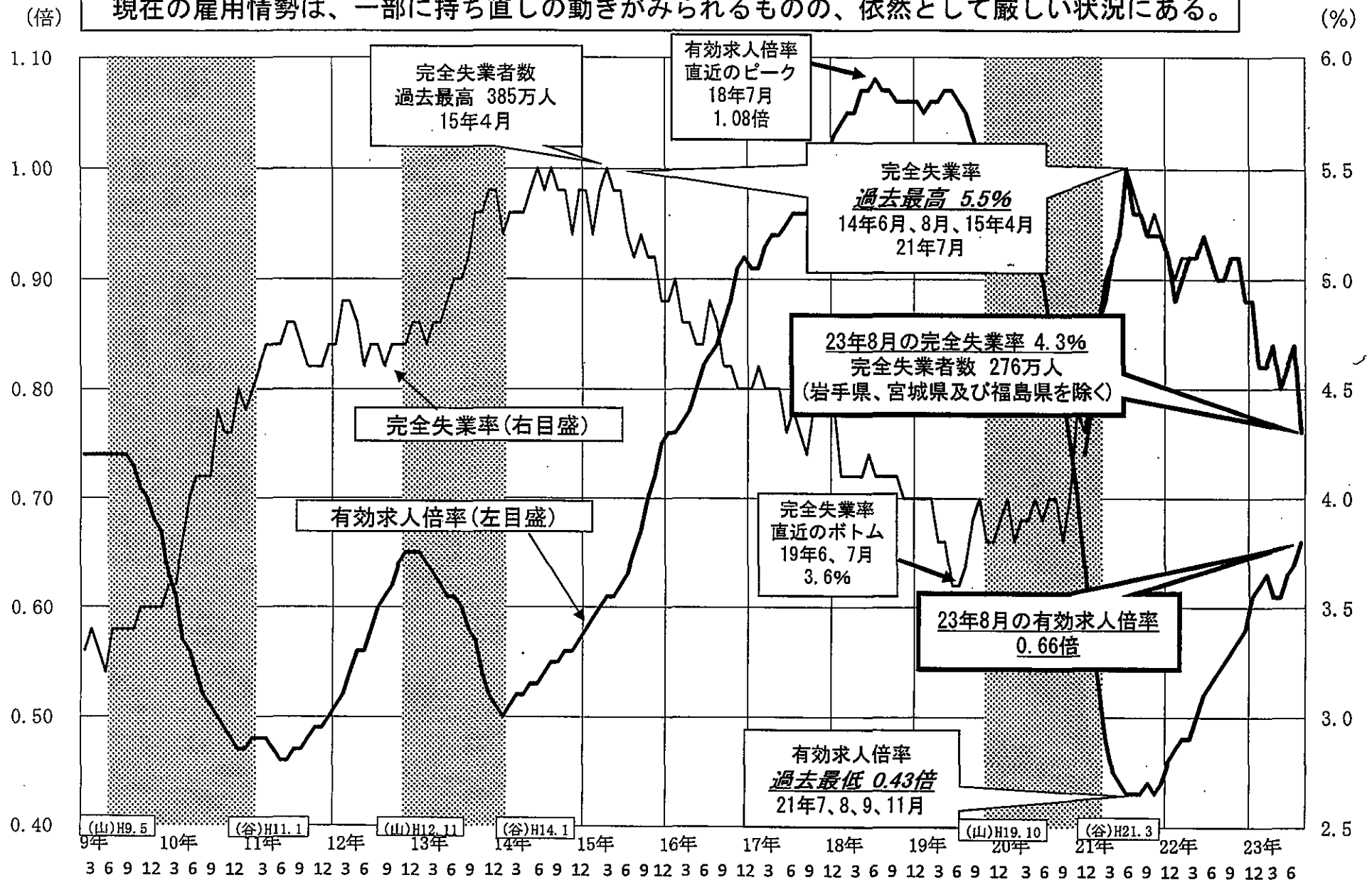
雇用保険課調べ

	受給者数	身体障害者等	45歳以上の者	特例受給資格者	安定した職業に就くことが著しく困難な40歳未満の者	その他
平成18年度	2,296	-	-	-	-	-
平成19年度	1,909	-	-	-	-	-
平成20年度	2,144	-	-	-	-	-
平成21年度	9,906	1,454	930	317	6,856	349
平成22年度	11,225	1,488	1,653	328	7,304	452
平成21年8月	1,010	93	38	16	817	46
9月	899	61	50	9	747	32
10月	1,053	93	72	7	854	27
11月	951	112	63	3	738	35
12月	973	165	101	7	660	40
平成22年1月	899	173	116	14	565	31
2月	816	151	110	25	508	22
3月	1,060	148	207	56	618	31
4月	870	140	183	46	479	22
5月	1,271	179	262	57	737	36
6月	925	155	153	46	541	30
7月	871	125	120	30	565	31
8月	1,038	108	132	13	740	45
9月	848	76	99	15	612	46
10月	881	92	121	6	621	41
11月	1,047	120	130	6	751	40
12月	918	125	113	10	634	36
平成23年1月	900	137	148	26	552	37
2月	731	100	87	27	482	35
3月	925	131	105	46	590	53
4月	701	108	96	31	431	35
5月	1,086	181	159	61	631	54
6月	763	103	81	42	495	42
7月	679	86	44	26	479	44
8月	1,013	99	59	22	787	46

参考：現在の景気動向・雇用失業情勢

完全失業率と有効求人倍率

現在の雇用情勢は、一部に持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい状況にある。

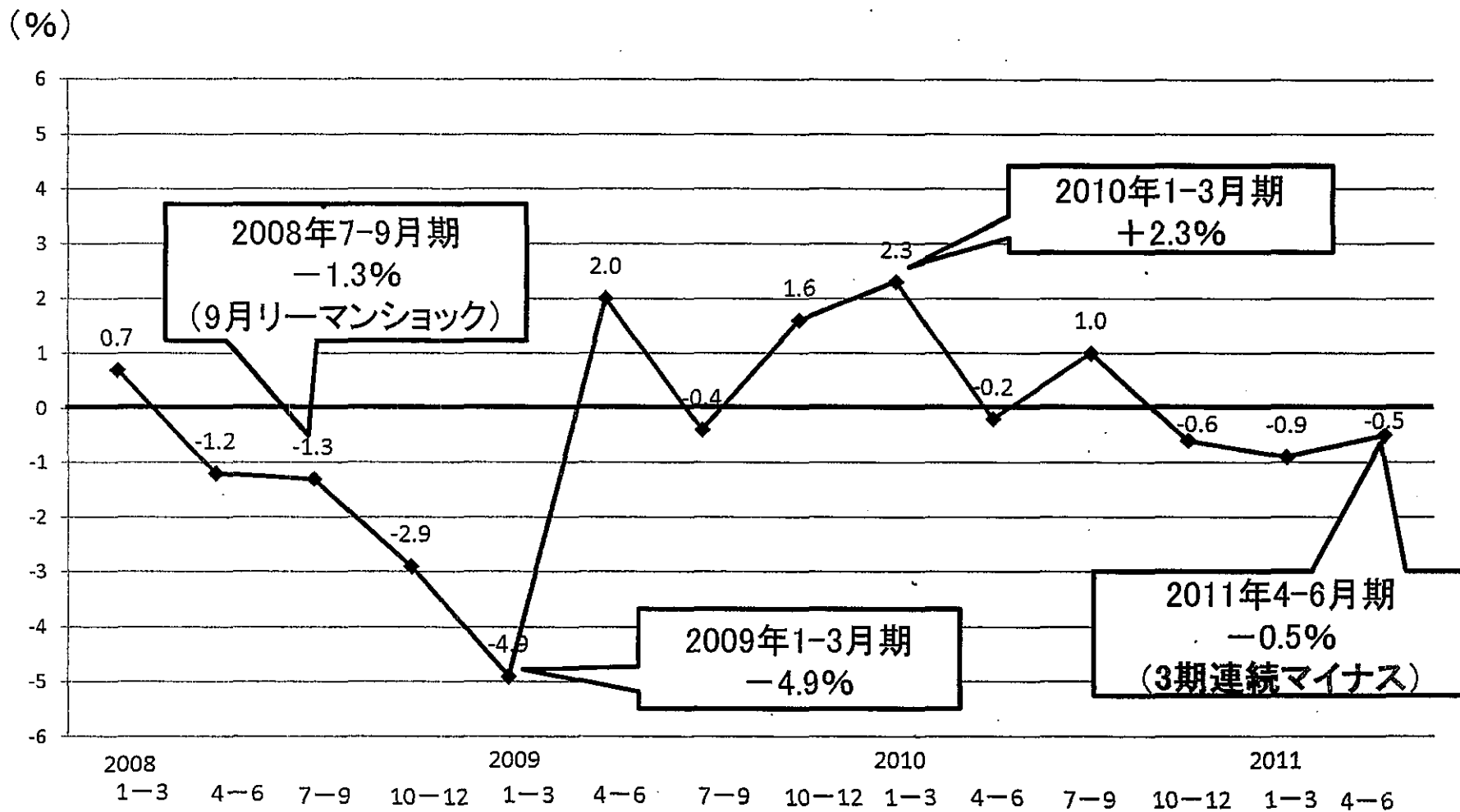


(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

※シャドー部分は景気後退期、直近の景気の谷は暫定的に設定。

(注)平成23年8月の完全失業率、完全失業者数は岩手県、宮城県及び福島県を除いた結果である。

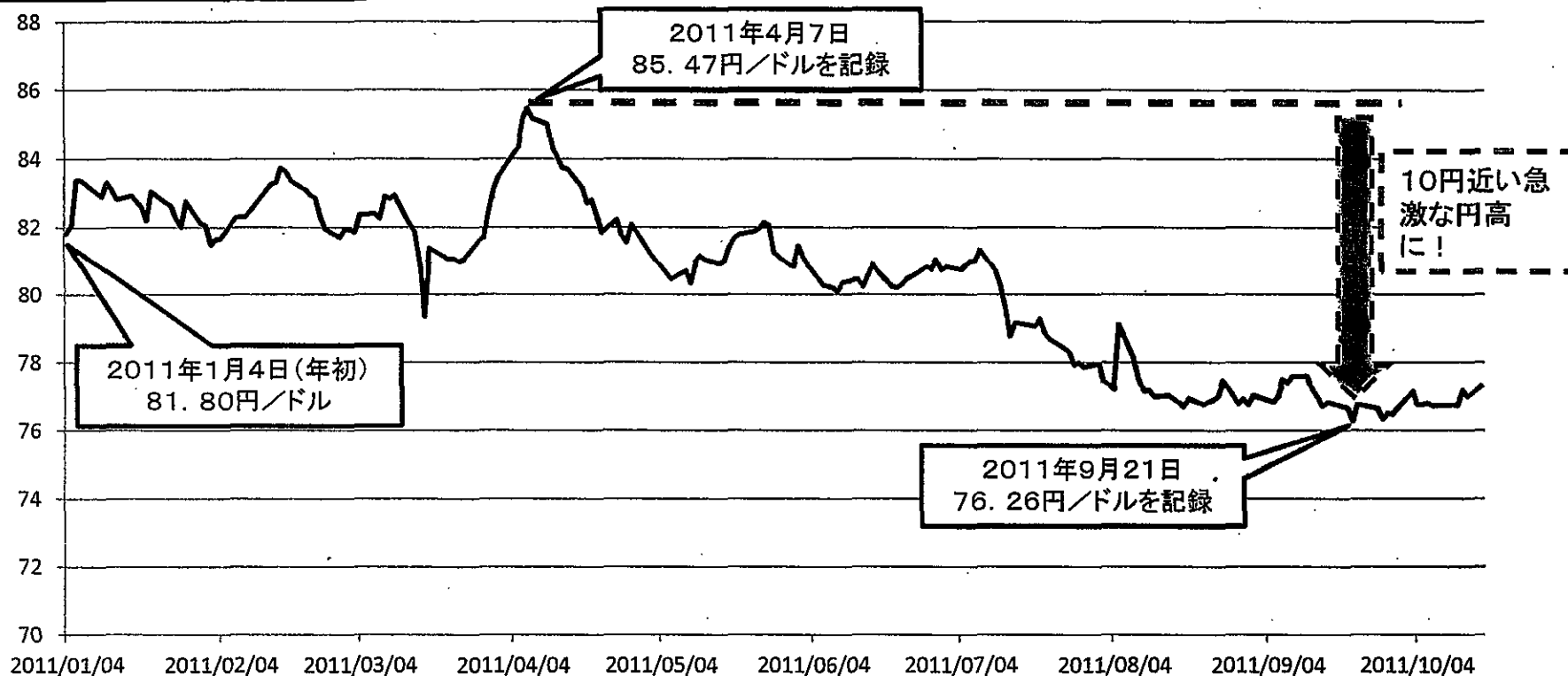
実質国内総生産(前期比)の推移



※ 値は季節調整値で四半期ベース
(出典)内閣府 国民経済計算

円高による景気に対する影響

1 円/ドルレートの推移



2 事業計画の前提となっている想定為替レート(大企業・製造業)

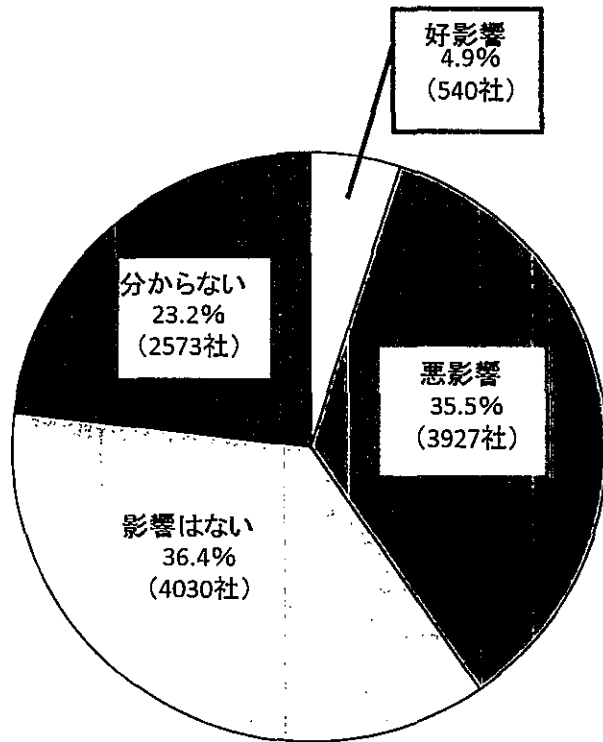
(円/ドル)

	2010年度			2011年度		
		上期	下期		上期	下期
2011年9月調査	86.03	89.00	83.05	81.15	81.26	81.06

(出典)日銀短観(2011年9月調査)

3 企業意識

(1) 円高が企業に与える影響



1万1070社からの調査
(2011年8月 帝国データバンク景気動向調査)

(2) 企業が実施・検討している円高対策

対策	構成比 (%)	回答数 (社)
1 海外調達を増やす	23.4	801
2 輸入を拡大する	19.3	660
3 円価格を維持する (外貨建て輸出価格の引き上げ)	16.7	572
4 為替変動のリスク回避を行う (先物や先渡しなどのデリバティブ取引など)	13.9	475
5 国内の生産部門合理化によるコスト削減を図る	13.7	471
6 海外生産拠点の拡充・新設	10.3	354
7 海外生産比率を上げる	9.8	335
8 円価格を引き下げる (外貨建て輸出価格の維持)	8.4	289
9 海外調達企業を見直す	6.8	234
10 海外調達国を見直す	6	205

海外取引が「ある」と回答した企業3426社からの調査
(2011年8月 帝国データバンク景気動向調査)

全国企業倒産件数

	平成20年									平成21年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	1013	994	1065	1131	1018	1122	1231	1010	1147	1156	1131	1216
負債総額 (百万円)	725,441	481,073	471,920	640,232	814,858	5,319,794	979,015	541,165	596,774	864,398	1,197,805	1,038,452

	平成21年									平成22年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	1169	1057	1294	1204	1042	948	1070	1000	1021	949	968	1148
負債総額 (百万円)	507,443	511,590	474,472	340,516	275,344	358,029	251,394	890,855	299,849	2,587,990	427,598	296,383

	平成22年									平成23年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	962	879	1085	918	964	943	960	935	949	976	884	1041
負債総額 (百万円)	254,508	304,481	283,723	249,357	169,233	1,370,598	501,957	273,923	216,855	249,684	391,982	291,075

	平成23年									平成24年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
件数	956	964	1025	965	969							
負債総額 (百万円)	263,629	235,662	192,826	202,885	797,581							

※負債額1000万円以上の倒産を集計
※帝国データバンク調べ